

九州まちの修理屋さん

修理して大切に使用しているものの フォトエッセイコンテスト

修理して大切に使用しているものにまつわる
エピソードをお聞かせください♪



がんばくん



九州7県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）では、壊れたものを簡単に捨てず、修理して長く使う「修理（リペア）」を推奨する取組として、「九州まちの修理屋さん」事業を実施しています。

今回は、その取組のひとつとして、修理して大切に使用しているものにまつわるエピソードを募集します。写真やイラストを添えて応募ください。

「九州まちの修理屋さん」とは・・・
各県内に所在する修理店を「九州まちの修理屋さん」として登録し、その情報を消費者へ紹介、利用を促すことにより、ごみの減量化を促進することを目的とするものです。

◆応募要項◆

募集内容	修理して大切に使用しているものにまつわるエピソードとそのものの写真またはイラスト
応募資格	九州7県にお住まいの方
応募期間	平成26年6月18日（水）から9月5日（金） ※当日消印有効
応募規格	【エピソード】 日本語で400字以内（パソコン作成、手書きいずれも可） 【写真・イラスト】 大きさはA4サイズ（210×297mm）、電子データは3MBまでとします。
応募方法	申込み用紙に必要事項を記入のうえ、 <u>お住まいの県の担当窓口へ直接持ち込み、郵送、電子メールのいずれかで申し込んでください。</u> なお、直接持ち込み・郵送の場合は、任意様式（Word 文書等）でも受け付けますが、申込み用紙の必要事項を記入し、写真・イラスト（裏面に氏名を記入）を添付して申し込んでください。 ○エピソードと写真またはイラストをセットで応募することが要件となります。 ○お一人につき応募作品数の制限はありませんが、未発表の作品に限ります。 ■長崎県 HP http:// www.pref.nagasaki.jp/section/mirai/index.html
表彰等	九州7県の応募者の中から選出・決定します。 ○最優秀賞 1作品（賞金 5万円） ○優秀賞 3作品（賞金 3万円） ○入賞 10作品（賞金 1万円） ※受賞者には、賞状・賞金（児童・生徒の方は、図書カード）を贈ります。 ※受賞作品にまちの修理屋さん登録店を使っている場合などには、登録店を表彰することがあります。 ※状況によって、その他賞を設けることがあります。 ※受賞作品は、各県のホームページ等で発表し、受賞者にはそれぞれ通知します。
その他	(1) 応募作品は返却しません。 (2) 受賞者（写真を添付された方）には、フィルムまたはデータを提出していただくことがあります。 (3) 受賞作品は各種媒体による啓発活動に活用します。 (4) 受賞作品の著作権は、九州7県及び九州ごみ減量化推進協議会に帰属します。 (5) 応募資格等に違反する事項があった場合は、受賞を取り消す場合があります。 (6) インターネットのシステム障害やメールアドレスの誤り、郵便事故などにより、個人情報の流出や応募作品を紛失された場合の責任は負いかねますので、ご了承ください。

